

小坂町議会ペーパーレス会議システム導入業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 募集する業務の概要

(1) 業務名

小坂町議会ペーパーレス会議システム導入業務

(2) 目的

議会のペーパーレス化を図り、業務の効率化や資料配付の迅速化及び印刷費用と資料作成にかかる人件費の削減や環境保護のほか、平時や災害時にどこでも資料の閲覧ができ、連携対策が強化されることで議会運営の活性化に資することを目的とする。

(3) 業務内容

別添「小坂町議会ペーパーレス会議システム導入業務仕様書」のとおり

(4) 業務期間（契約期間）

契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

ただし、別途調達するタブレット端末は令和7年10月末日までの納期予定であるが、納期が遅れる場合は、その都度協議する。

(5) 提案上限額及び支払条件

ア) 提案上限額は、771,100円（消費税及び地方消費税含む。）とする。

上記上限額は、予算額であり、次の費用の合計である。

② 初期費用（初期設定及び操作研修含む。）457,600円

②システム使用料313,500円（5か月分）

※別途調達するタブレット端末の納入時期によりシステム使用開始月が変動する場合があるが、納期が遅延した場合は、システム使用料は月割りで減額する。

イ) 支払条件

①初期費用については、初期設定及び操作研修が終了した時点で支払うものとする。

②システム使用料については、月額払い（翌月請求）により支払うものとする。

2. 応募資格者

参加申し込み時点で、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

ア) 本町の令和7・8年度入札参加資格者名簿の「秋田県内」で受付区分「物品購入」の業種「役務」で登録されていること。

イ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

ウ) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法(平成

1 1 年法律第 2 2 5 号)に基づく再生手続の申立てがなされていないこと。

エ) 参加申込書の提出日から契約締結日までの間に小坂町から指名停止措置を受けていないこと。なお、参加申込書の提出日から契約締結日までの間に小坂町から指名停止措置を受けたときは、参加資格を喪失するものとする。

オ) 小坂町暴力団排除条例（平成 2 4 年小坂町条例第 8 号）第 2 条第 1 項に規定する暴力団又は同条第 2 項に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者でないこと。

カ) 地方議会において、同種業務の導入実績があること。

キ) 国税及び地方税の滞納がないこと。

3. 提出書類

①参加申込書(様式 1)

②誓約書(様式 2)

③会社の概要書(任意様式)

④地方議会においての同種業務の実績がわかるもの(任意様式)

※同種業務実績は協力事業者の実績でも可

⑤協力事業者の内容等(任意様式)

※協力事業者がある場合

⑥企画提案書(任意様式)

⑦提案見積書(任意様式)

4. 企画提案書の作成

本プロポーザルは、議会のペーパーレス化に当たり、議会（議員・事務局）と執行部職員が効率的な事務と簡易で使いやすいシステムを有する事業者を選定するためのものであり、本要領の記載内容を踏まえ、システムの操作や機能性等を提案してください。

なお、提出された書類は返却しないものとする。

- ・企画提案書のサイズは、A 4（A 3 の場合は折込）とする。
- ・企画提案書の内容は、できる限り平易な用語を用いることとし、やむを得ず専門用語等を使用する場合は、説明書きを付すこと。
- ・提案見積書の額は、消費税及び地方消費税額を含めたものとし、見積明細も明らかにすること。
- ・提出期限以降の企画提案書等の差し替え及び再提出は認めない。

5. 提出部数

・①参加申込書(様式 1)、②誓約書(様式 2)、③会社の概要書(任意様式)、④地方議会においての同種業務の実績がわかるもの(任意様式)、⑤協力事業者の内容等(任意様式)は各 1 部ずつ提出すること。

・⑥企画提案書(任意様式)、⑦提案見積書(任意様式)は正本各一部、副本各 1 2 部を

提出すること。

6. 提出期限

- ・参加申込書等（提出書類①から⑤）は、令和7年8月15日(金)午後5時まで。
 - ・企画提案書等（提出書類⑥⑦）は、令和7年9月5日(金)午後5時まで。
- 郵送による提出の場合は、当日必着。

7. 提出場所

〒017-0292 鹿角郡小坂町小坂字上谷地4番地1
小坂町議会事務局（TEL0186-29-3914）

8. 質問事項の受付

本実施要領等に関し、不明な点がある場合は、「質問書（様式3）」を提出すること。

- （1）提出期限 令和7年8月4日（月）までとし、受付時間は午前9時から午後5時までとする。
- （2）提出方法 質問票（様式3）に記入のうえ、「8.（4）送信先」に提出すること。
電話、訪問、口頭等による質問は受け付けない。
- （3）回答方法 提出された質問の回答は、令和7年8月8日（金）午後5時までに質問者名をふせて全質問の回答を集約したものを、質問した全者の質問書に記載されたメールアドレスに電子メールでお知らせし、当該内容を小坂町役場ホームページに掲載する。
- （4）送信先 小坂町議会事務局 小笠原
FAX：0186-29-5481
e-mail：gikai@town.kosaka.akita.jp
※FAX 及びメールの題名は「(質問)小坂町議会ペーパーレス会議システム導入業務について」とする。

9. 企画提案書の説明

- （1）企画提案された内容について、1提案者**60分以内**（質疑応答含む）でプレゼンテーションを行います。
- （2）プレゼンテーションの時間は、受付終了後に参加申込書に記載されたメールアドレスに電子メールでお知らせします。
- （3）プレゼンテーションは、企画提案書(任意様式)、提案見積書（任意様式）のほか、実機・プロジェクター等を使用することができる。その際、スクリーン及びコンセントについては本町で用意するが、その他の機材等については、提案者が準備すること。
- （4）オンライン・リモートによるプレゼンテーションは認めない。

(5) プレゼンテーションの実施日 令和7年10月3日(金)(予定)

10. 候補者の選定

(1) 選定方法

- ①候補者の選定については「小坂町議会ペーパーレス会議システム導入業務プロポーザル審査委員会」において、プレゼンテーションにより審査する。
- ②審査は、企画提案書の内容を評価し、本要領に基づき審査する。
- ③審査は、評価項目及び配点に基づき、当該委員が行い、評価点の合計が最も高い者を候補者として選定する。評価点の合計が同点の場合は、委員長が候補者の決定を行う。

(2) 提案者が1社の場合

審査は実施するものとし、評価点の合計が満点の2分の1以上であれば、候補者に決定する。

(3) 結果の通知

審査結果は、書面及び電子メールで令和7年10月中旬(予定)に通知する。

11. 失格条項等

次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限が本要領に示す方法に適合しない場合
- (2) 資格要件を満たさない者が書類を提出した場合
- (3) 提出書類が要項に示された条件に適合しない場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) その他、町長が社会通念に照らし失格にあたる事由があると認める場合

12. 契約の締結

「10. 候補者の選定」により本業務の候補者として選定された事業者と契約の交渉を行うものとする。

なお、辞退その他の理由(地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当することとなった場合等)で契約できない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

13. 選定スケジュール

- | | |
|---------------|----------------|
| (1) 公募開始 | 令和7年7月28日(月) |
| (2) 質問受付 | 令和7年7月28日(月) |
| (3) 質問締切 | 令和7年8月4日(月) |
| (4) 質問回答 | 令和7年8月8日(金) |
| (5) 参加申込締切 | 令和7年8月15日(金) |
| (6) 企画提案締切 | 令和7年9月5日(金) |
| (7) プレゼンテーション | 令和7年10月3日(金)予定 |

14. その他留意事項

- (1) 参加申込書の提出以降に辞退する場合は、辞退届(A4任意様式)を提出すること。
- (2) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (3) 提出後の企画提案書の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 提出された企画提案書等に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属する。ただし、選定結果の公表等、本町は、本業務に必要と認める範囲において、当該書類等の全部又は一部を無償で使用するものとする。
- (7) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、小坂町情報公開条例(平成10年6月29日条例第46号)に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (8) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。
- (9) 参加者は、小坂町財務規則等を熟読し、その内容を十分に承知した上で参加すること。
なお、契約に係る例規については以下(小坂町ホームページ)で確認すること。
小坂町 HP : <https://www.town.kosaka.akita.jp>

16. 事務局(提出・問い合わせ先)

〒017-0292 鹿角郡小坂町小坂字上谷地 41 番地 1

小坂町議会事務局 小笠原

TEL : 0186-29-3914 FAX : 0186-29-5481

e-mail : gikai@town.kosaka.akita.jp